

短期入所生活介護 春輝苑 利用料金表

令和3年8月1日現在

1. 施設利用料【多床室・従来型個室】

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	446単位	555単位	596単位	665単位	737単位	806単位	874単位
加算	加算 403単位 ※詳細は加算一覧のとおり(要支援1、2は夜勤職員配置加算は含まず) 上記加算は「サービス提供体制加算I(22単位)・夜勤職員配置加算(13単位)・送迎加算(往復)(368単位)」						
自己負担(1割)	836円	945円	999円	1,068円	1,140円	1,209円	1,277円
自己負担(2割)	1,672円	1,890円	1,998円	2,136円	2,280円	2,418円	2,554円
自己負担(3割)	2,508円	2,835円	2,997円	3,204円	3,420円	3,627円	3,831円

2. 居住費・食費

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	0円	370円	370円	370円	855円
従来型個室	320円	420円	820円	820円	1,171円
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,600円

※食事、居住費係わる費用について、負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載している負担限度額とします。

3. 【多床室】・【従来型個室】 1日のおおよその料金

処遇改善加算I	特定処遇改善加算I	1割・2割・3割		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階		
								1割負担	2割負担	3割負担
69・138・207	要支援1多床室			1,336円	2,006円	2,406円	2,706円	3,491円	4,327円	5,163円
23・46・69	要支援1従来型個室			1,656円	2,056円	2,856円	3,156円	3,807円	4,643円	5,479円
78・158・234	要支援2多床室			1,445円	2,115円	2,515円	2,815円	3,600円	4,545円	5,490円
26・52・78	要支援2従来型個室			1,765円	2,165円	2,965円	3,265円	3,916円	4,861円	5,806円
83・166・249	要介護1多床室			1,499円	2,169円	2,569円	2,869円	3,654円	4,653円	5,652円
27・53・81	要介護1従来型個室			1,819円	2,219円	3,019円	3,319円	3,970円	4,969円	5,968円
89・178・267	要介護2多床室			1,568円	2,238円	2,638円	2,938円	3,723円	4,791円	5,859円
29・58・87	要介護2従来型個室			1,888円	2,288円	3,088円	3,388円	4,039円	5,107円	6,175円
95・190・285	要介護3多床室			1,640円	2,310円	2,710円	3,010円	3,795円	4,935円	6,075円
31・62・93	要介護3従来型個室			1,960円	2,360円	3,160円	3,460円	4,111円	5,251円	6,391円
100・200・300	要介護4多床室			1,709円	2,379円	2,779円	3,079円	3,864円	5,073円	6,282円
33・66・99	要介護4従来型個室			2,029円	2,429円	3,229円	3,529円	4,180円	5,389円	6,598円
106・212・318	要介護5多床室			1,777円	2,447円	2,847円	3,147円	3,932円	5,209円	6,486円
34・68・102	要介護5従来型個室			2,097円	2,497円	3,297円	3,597円	4,248円	5,525円	6,802円

介護給付費及び体制加算等には(川口市の地域単価10.33を上乗せした単価となります。)

介護職員処遇改善加算I(総単位数に83/1000を乗じた単位数を算定)

介護職員等特定処遇改善加算I(総単位数に27/1000を乗じた単位数を算定)

月ごとの集計を国保連への請求と振り分ける関係から1日あたりの単価は1円単位で変動する場合があります。

※新型コロナウイルス感染症に対するための特定の評価として令和3月9日末までの期間、基本報酬に0.1%上乗せした単位となります。

※【多床室】【従来型個室】利用料金にその他の日常生活費200円/日は含まれています。

4. 加算一覧「※施設利用料に含まれる加算については下記一覧のとおりです。」

加算項目	内容	単位数
サービス提供体制加算Ⅰ	看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合	22単位
夜勤職員配置加算Ⅰ	深夜の時間帯のみならず、施設が定めた夜勤時間帯に職員を配置している場合（介護予防短期入所生活介護除く）	13単位
送迎加算	自宅から施設まで送迎時（片道）	184単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ	短期入所生活介護施設の加算率8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	短期入所生活介護施設の加算率2.7%	

該当した場合

看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置している場合	4単位
看護体制加算Ⅱ	一定以上の看護職員を配置している。	8単位
看護体制加算Ⅲ	加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、定員要件が29人以下	12単位
看護体制加算Ⅳ	加算（Ⅱ）の算定要件を満たし、定員要件が29人以下	23単位
医療連携強化加算	医療機関等緊急時対応に係る取り決めを行っている場合	58単位
個別機能訓練加算	ADL、ILDの維持、向上を目的とした機能訓練を実施	56単位
機能訓練体制加算	専従の機能訓練指導員等を配置した場合	12単位
療養食加算	医師の指示にて療養食を提供した場合（1日3回を限度）	24単位
緊急短期入所受入加算	介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合（7日を限度）	90単位
認知症行動・ 心理症状緊急体制加算	認知症行動や心理症状を医師が認め、在宅での生活が困難であり受入した場合	200単位
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者に個別の担当を決めて受入した場合	120単位
長期利用者にサービスを提供時	連続30日を超える利用は基本報酬を減算	-30単位
在宅中重度者受入加算（1）	訪問看護サービスを利用している利用者がなじみの看護師からサービス提供が受けられる体制を評価 （1）看護体制加算Ⅰ算定時 （2）看護体制加算Ⅱ算定時（3）看護体制加算Ⅰ・Ⅱいずれも算定時 （4）看護体制加算を算定していない場合	421単位
在宅中重度者受入加算（2）		417単位
在宅中重度者受入加算（3）		413単位
在宅中重度者受入加算（4）		425単位
生活相談員配置等加算	社会福祉士を配置した場合	13単位
生活機能向上連携加算	訪問・通所リハビリ事業者、医療提供施設のPT、OT、ST、医師が短期入所生活の事業所を訪問し職員と共同で個別機能訓練計画書を作成する。 ※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位とする。	200単位
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症の方の割合が2分の1以上で専門的な研修を受けた職員を配置	3単位
認知症専門ケア加算Ⅱ	加算Ⅰを満たし認知症に係る専門的な研修を修了している者を1人以上配置	4単位

5. その他の料金

（1）その他の日常生活費・・・1日あたり200円

歯ブラシ、義歯洗浄剤、義歯ケース、ボックスティッシュ、口腔用ガーゼ、フェイスタオル、カミソリ、フェイスクリーム等の費用を施設でご用意するものをご利用いただく場合にお支払い頂きます。※但し、ご家族様にてご用意できる場合には必要ありません。

・□ご家族にて用意 ・□施設にて用意

（2）クラブ参加費・・・1回あたり100円～500円

（3）理美容・・・1回あたり1,500円